

**市民憲章制定作業の主要な確認事項（まとめ・文責、鈴木）** 2015. 5. 15

**1 制定の意義**

- ・1市2町の合併10周年を期に、島田市のまちづくりに向け、市民の暮らしの指針として制定する。（基本条例、基本計画、平和宣言等との関係に配慮）
- ・すべての市民から親しまれ、色々な機会に唱和されたり、暮らしの中で生かされたりすることを目指す。（市民生活のための憲章）

**2 憲章に盛り込む内容**

- ・島田市らしさを大事にしたい。そのためには、島田市の誇らしい遺産、代表的な自然や歴史、文化等を盛り込む。ただし、あまり部分的にならない。  
（大井川、蓬莱橋、野守池、茶、祭り、SLなどの意見出る）
- ・暮らしの中で、市民として大切にしたい指針を入れる。  
（健康、学習、交流・ふれあい、協働・協力、スポーツ、子育てなど）
- ・過去と現在に加え、未来を示す内容も盛り込む。

**3 憲章の形**

- ・枝葉にこだわるより、まず、憲章の幹（主内容）を押さえて全体の形をつくる。  
（「意義」や「盛り込む内容」等確認）
- ・形態は一般形（前文＋条文）、詩形、混合系を議論したが、「一般形」を取る。
- ・市民にとって、親しみやすい、分かりやすい形と内容とする。

**4 作業上の課題（市当局からの指摘も踏まえ）**

- ・誰にも「親しみやすく」、「わかりやすい」ものをどう担保するか。
- ・条文と前文との一体性をどう調整・確保するか？
- ・日本語としての正確性、常用性にどう配慮するか。
- ・組合せ型の良さと欠点をどう調整するか。

**5 修正案について**

- ・「条文」、「前文」とともに、正確で、分かりやすい現代文に改める。
- ・「条文」に合うような「前文」とする。（今の組み合わせは不釣り合い）
- ・修正版「前文」は、これまでの候補を基に作成する。